

## 杉並区障害者差別解消支援地域会議運営要領（案）

平成29年 月 日  
杉並第〇〇号

### （目的）

第1条 この要領は、杉並区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年3月22日杉並第65271号。以下「対応要領」という。）第9条第1項の規定により設置する杉並区障害者差別解消支援地域会議（以下「支援地域会議」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### （所掌事項）

第2条 支援地域会議は、全ての者が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、杉並区内における障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 障害を理由とする差別の解消に係る相談事例及び複数の機関等によって紛争の防止や解決を図るべき事案等の共有に関すること。
- （2） 障害者差別の解消に資する取組の共有及び分析に関すること。
- （3） 障害者差別の解消に資する取組の周知及び情報発信並びに障害特性の理解のための研修及び普及啓発の実施に関すること。
- （4） その他障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

### （組織）

第3条 支援地域会議は、対応要領第9条第2項の規定に基づき、次に掲げる者により23人以内で組織する。

- （1） 学識経験者 1人
- （2） 社会福祉団体の代表 4人以内
- （3） 相談支援事業者 1人
- （4） 障害当事者 3人以内
- （5） 障害者団体の代表 6人以内
- （6） 医療・保健関係者 1人
- （7） 教育関係者 1人
- （8） 事業者の代表 2人以内
- （9） 法曹・権利擁護関係者 1人
- （10） 関係行政機関の職員 3人以内
- （11） その他保健福祉部長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中で委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(支援地域会議の運営)

- 第4条 支援地域会議は、保健福祉部障害者施策課長（以下「障害者施策課長」という。）が開催する。
- 2 支援地域会議の司会及び進行については、適した者を前条第1項に掲げる者の互選によって選出する。
  - 3 障害者施策課長は、必要があると認めるときは、前条第1項に掲げる者以外の者の支援地域会議への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会の設置)

- 第5条 障害者施策課長は、第2条各号に定める事項のうち、特定の事項についてより具体的な意見交換等を行う必要があると認めるときは、作業部会を開催することができる。
- 2 作業部会は、第3条第1項に掲げる者であって障害者施策課長が指名するもの及びその他障害者施策課長が特に必要と認める者をもって構成する。

(庶務)

- 第6条 支援地域会議の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

- 第7条 この要領に定めのない事項及び運営上必要な事項は、障害者施策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。